

令和7年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和7年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和7年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いしま
なお、額についてはR8.3.12現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動す

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条
（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領
施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	87,362	88,742	89,212	153,552	153,112	152,832	152,702	150,152	150,052	153,432	152,742	155,982	
	3歳児	87,362	88,742	89,212	89,042	88,602	88,322	88,192	85,642	85,542	78,142	77,452	80,692	
	4歳以上児	65,942	67,322	67,792	67,622	67,182	66,902	66,772	64,222	64,122	67,332	66,642	69,882	
保育認定 子ども (2・3号 認定子ども)	標準時間	0歳児	239,400	239,280	239,230	239,220	239,200	239,180	239,180	239,150	239,150	239,340	239,140	243,660
			短時間	235,580	235,460	235,410	235,400	235,380	235,360	235,360	235,330	235,330	235,520	235,320
	標準時間	1歳児	156,190	156,070	156,020	156,010	155,990	155,970	155,970	155,940	155,940	156,130	155,930	160,450
			短時間	152,370	152,250	152,200	152,190	152,170	152,150	152,150	152,120	152,120	152,310	152,110
	標準時間	2歳児	135,470	135,350	135,300	135,290	135,270	135,250	135,250	135,220	135,220	135,410	135,210	139,730
			短時間	131,650	131,530	131,480	131,470	131,450	131,430	131,430	131,400	131,400	131,590	131,390
	標準時間	3歳児	74,350	74,230	74,180	74,170	74,150	74,130	74,130	73,090	73,090	64,030	63,830	68,350
			短時間	70,520	70,400	70,350	70,340	70,320	70,300	70,300	69,260	69,260	60,200	60,000
	標準時間	4歳以上児	53,820	53,700	53,650	53,640	53,620	53,600	53,600	52,560	52,560	53,760	53,560	58,080
			短時間	49,960	49,840	49,790	49,780	49,760	49,740	49,740	48,700	48,700	49,900	49,700

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	1,710	4,900	4,900	3,430	730	4,900	4,900	4,410	4,160	3,920	4,160	3,430
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合にあっては、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------